

事前意見及び回答

議事 1 高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画進捗状況（令和6年度）について		
提出委員	ご質問・ご意見等	回答
No.1	【資料1 P.3~4】 地域介護予防活動支援事業の取組	回答所属：長寿介護課
きよた委員	<p>ますます元気体操実施個所は前年度より17カ所増え、昨年度は286カ所。すこやかテラスで6カ所、自主グループ11カ所増えています。すこやかテラスや、自主グループで実施個所の増加はどんなことが要因になっているのですか。どんなグループが参加するようになっているのですか。</p> <p>生活支援サポーターによる通院・通所介助や家事支援等への支援は昨年度は延べ265回で、前年度より152回減少です。支援の回数が減っている要因について教えてください。また、生活支援サポーターの登録人数、相談内容とその件数の過去2年の推移を教えてください。</p>	<p>回答所属：長寿介護課</p> <p>ますます元気体操等の実施個所の増加は、介護予防マイスターによる体操実施拠点を計上していることによります。介護予防マイスターは、毎年養成しており、サークル活動の場や介護施設などで定期的に体操する機会が増えており、活動拠点も増加傾向です。</p> <p>また、自主グループは、自治会やシニアクラブの活動として、ますます元気体操やもてきん体操を取り入れたいとの声から立ち上がったグループや、地域包括支援センターによる普及啓発の取組から立ち上がったグループ等があります。</p> <p>次に、生活支援サポーターによる支援が昨年度より減少した要因の一つは、有償ボランティアによる生活支援団体や介護保険外サービスとして生活支援を行う事業者の活動が進み、利用が増えているためと考えております。</p> <p>生活支援サポーターの登録人数は、令和5年度 240名、令和6年度 245名、相談件数は、令和5年度 254件、令和6年度 183件と、前年度より71件減少しています。</p> <p>相談内容は、家具の解体・運び出し、買い物支援、庭の手入れなどが多く、例年同様の傾向です。本人からのほか、地域包括支援センターやケアマネジャー等からの相談も多く、相談時にボランティアである生活支援サポーターが対応できる内容かを事務局が判断し、関係機関や他団体等を紹介しています。</p> <p>相談件数の減少は、地域包括支援センターやケアマネジャー等の支援者が、適切な関係機関や生活支援団体につないでいることなどが一因と考えております。</p>
No.2	【資料1 P.11】 チームオレンジの構築の取組	回答所属：福祉相談支援課
きよた委員	<p>認知症サポーター養成講座で、当事者ミーティングを実施され、取り組みが充実しているようですが、取組状況と反応をもう少し詳しく教えてください。地域での構築の推進は、市全域としての広がり可能性はないのですか。</p>	<p>回答所属：福祉相談支援課</p> <p>本人ミーティングの取り組み状況についてですが、市内の金融機関のご協力をいただき、毎月1回会場をお借りし、認知症のご本人とその家族、支援者や認知症パートナーをはじめとする、認知症に関心のある方などが集う場を設けています。認知症に関する勉強会や情報共有を行い、また参加者同士の交流の中で認知症のご本人や専門職による個別相談などを行っています。認知症のご本人や家族の困りごとを早期から継続して支援し、認知症のご本人と交流をすることで認知症の理解を自然と進めることができいております。</p> <p>さらには昨年度において、集う場での交流をきっかけとして、認知症のご本人が講師として講座を2回開催する、またソフトボールなどの野外活動につながることもあり、少しずつではありますが、地域におけるチームオレンジの広がりが感じられます。</p>

事前意見及び回答

議事 1 高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画進捗状況（令和6年度）について		
提出委員	ご質問・ご意見等	回答
No.3	【資料1 P.15】 成年後見人制度の利用促進	回答所属：福祉相談支援課
きよた委員	<p>成年後見人制度は大切な制度ではありますが、申し立て費用、成年後見人に支払う費用は本人の財産の額によっても異なりますが、毎月数万円ほどかかり、被後見人がなくなるまで払い続けなければいけません。また、後見人に幅広い権限・裁量が与えられることで本人や家族の意向が実現しないという声もあります。そのため、慎重におこなう必要があります。</p> <p>高槻市は、昨年4月にニーズや課題、状況の変化を把握する役割を担う「中核機関」を福祉相談支援課に設置しました。この間の取り組みの内容、主な相談内容について教えてください。また、地域包括支援センターから、身寄りのない人で、成年後見人が必要とは思えない人にまで成年後見人をすすめるケースも聞かれます。利用促進の取り組みについて、関係機関が実際にどんな対応をしているのか、市として調査する必要があると思います。どのように考えていますか。また、後見人に選任されてからの相談では、利用者はどんなことで困っていることが多いですか。</p>	<p>「中核機関」の取組についてですが、成年後見制度の理解を進めるため、「成年後見制度について」と題して新たに出前講座のメニューに登録しました。令和6年度は出前講座としては3回、その他の講座として3回開催しています。成年後見制度の利用促進に関してですが、身寄りのない人については関係機関と密な連携のもと、市長申立による制度利用を推進しております。現在国の法制審議会においても成年後見制度について開始の際に考慮した必要性がなくなれば、成年後見制度の利用を終了する案など、民法の改正に向けた検討を行っているところであり、国の動向を注視してまいります。</p>
No.4	【資料1 P.31】 ケアマネジャー不足について	回答所属：長寿介護課
きよた委員	<p>昨年度の要介護認定率は21.0%、居宅サービス利用割合は54.9%です。在宅介護の役割は重要です。居宅支援事業所のケアマネジャーは要支援者の受け入れも可能になりました。また、担当件数の上限を39件から44件に変更し、条件を満たせば、さらに緩和できるようになっています。介護報酬は要支援の人を2分の1換算から3分の1換算（3人で1件）に変更されています。基準緩和ではなく、担い手を増やす支援が必要だと思えます。ケアマネジャーの業務の過密化などが原因で人手不足になっていると考えますが、高槻市はどんな認識ですか。</p> <p>ケアマネジャーの給料は介護報酬や地域包括支援センターの委託料から出されています。事業所に支払われる介護報酬は、利用者の要介護度や利用者の受け入れ件数に応じて決まる仕組みです。</p> <p>P31に、居宅支援事業所の法人数は82法人とされています。上限の44件を受け入れてきている事業所数（件数と割合）と報酬の減算になる基準越えの人数を担当している事業所数（件数と割合）を法人ごとの件数で教えてください。</p> <p>また、身寄りのない一人暮らしも多くなるなか、入院準備、役所の手続き、ヘルパーに依頼できない買い物など、介護保険制度では評価されないシャドーワークといわれる「無報酬労働」が問題になっています。しかし、利用者の困りごとを把握するのはヘルパーやケアマネジャーの大切な役割です。</p> <p>介護保険以外の相談をケアマネジャーが受けている実態があると思いますが、どんな相談内容がありますか？それに対して、どのように対応しているのですか。また、そういう相談は増えているのでしょうか。</p>	<p>ケアマネジャーについては、給与水準が低いことや資格取得の難しさなどの要因もあり、事業者からも人手が不足しているとお聞きしており、高齢者が抱える課題が多様化、複雑化する中で、多様な対応が求められていること等が課題であると認識しています。本市としても、介護保険制度の充実強化を図るため、ケアマネジャーの確保・定着のための処遇改善や就業環境の改善を図るよう、国に要望しているところです。</p> <p>担当件数上限を受け入れている事業所数は把握しておりませんが、報酬の減算となる請求があった事業所は令和7年3月請求分で4事業所（4.9%）ありました。</p> <p>国のケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会の資料によると、ケアマネジャーの本来業務ではないと考えられる業務のうち、時間外相談や家族介護者本人に対する相談、入院・通院時の付き添い・送迎、介護保険制度以外の行政への手続きや申請の代行・支援などにケアマネジャーが対応していると挙げられており、発生頻度は高くありませんが、発生した場合は多くの時間が割かれている状況となっています。</p> <p>こうした状況から、多様な対応が求められていることや人手不足の背景などもあり、ケアマネジャーの負担は増加しているものと考えられます。</p>

事前意見及び回答

議事 2 地域包括支援センター運営状況（令和 6 年度）等について		
提出委員	ご質問・ご意見等	回答
No.1	【資料 2 P. 4】 要支援者が要介護となった際に居宅介護支援事業所に引き継いだ件数	回答所属：福祉相談支援課
きよた委員	8 番の三箇牧地域包括支援センターは同一法人引継ぎ割合は昨年度 13.8%ですが、前年度は 37.4%でした。数字の変動が大きいですが、何か理由があるのですか？ P 1 に居宅介護支援事業者は三箇牧地域は 8 カ所となっていますが、近隣の事業者へ引き継がれているのですか。どういう法人に引き継がれたのか、教えてください。	当該センターについては、昨年度、同一法人や地区内の事業所においてケアマネジャーの退職が重なったため、ケースの引継ぎが困難となったことから、近隣地区の居宅支援事業所をお願いすることが多くなりました。本市としましては公平性の観点から同一法人への引継ぎ割合は低い方が好ましいと考えており、引継ぎの際には利用者に不便が生じないよう、丁寧な引継ぎを求めています。